

貸 金 庫 規 定

1. 格納品の範囲

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することが出来ます。
 - ① 公社債券・株券その他有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2. (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3. 契約の期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から翌年の応答日までの1年間とします。契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申し出をしない限り、この契約は期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。

4. 利用手数料

- (1) 貸金庫の利用手数料（以下、手数料という）は、別に定めた金額により1年分を前払いするものとし、以後毎年、当金庫指定の日に借主の指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書などによらず払戻のうえ手数料に充当します。

なお、当初契約期間の手数料は、契約日から1年分を前払いするものとし、ただし、当該月の利用期間が15日未満の場合は、1か月分不要とし11か月分をお支払いください。
- (2) 手数料は諸般の事情により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月から契約期間満了日までの手数料を月割り計算により返戻いたします。この場合当該月の利用期間が15日以上は1か月として計算します。
- (4) 使用中の貸金庫を手数料の違う貸金庫に変更したときは、その月分から月割り計算をもって差額を徴収または返戻させていただきます。

5. 鍵の保管

貸金庫に使用する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印鑑により封印し、当金庫が保管します。

6. 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が持参した正鍵と当金庫の貸金庫マスター鍵を併用使用して行います。
- (2) 開閉にあたっては、当金庫の「貸金庫開庫依頼書」に届出の印鑑により署名（または記名）押印してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当金庫指定の場所で行ってください。

7. 届出事項の変更等

- (1) 印鑑を失ったとき、または印鑑、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称・住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. 印鑑・鍵の喪失時等の取扱い

- (1) 印鑑もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫の手続きをした後に行なってください。
- (2) 正鍵を失った、または毀損した場合は、鍵の取替えなどに要する費用を負担していただきます。
なお、当金庫が貸金庫の変更を求めた場合は、直ちにこれに応じてください。

9. 印鑑照合等

貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしたうへは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵については、当金庫は確認する義務を負いません。

10. 損害の負担等

- (1) 災害・事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由、または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場

合に使用することができ、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。

この場合、正鍵および届出の印鑑を持参し、当金庫の手続きをしたうえ直ちに貸金庫を明け渡してください。なお、正鍵または届出の印鑑を失った場合に解約するときは、この他第 8 条に準じて取扱います。

- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が手数料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

- (4) 前2項または前3項の明け渡しが遅延したときは遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの手数料相当額を月割り計算により支払ってください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日に、第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明け渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途保管・管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとし、これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 手数料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

13. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

14. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し、臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. 譲渡、転貸等の禁止

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

16. 規定内容の変更

当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以 上

R8年4月改正〔帳票 70-1-008-15〕